

お 知 ら せ

(180日を超える入院に係る特別料金について)

4病棟では、健康保険法に基づき厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超える日以後の入院料について、一部保険給付からはずされ、特別の料金が(選定療養費)が徴収されます。これにより該当患者様に、下記の金額を請求させていただきます。

なお、請求させていただく患者様には、事前にご連絡いたします。ご不明な点は、お気軽に医事課職員にお問い合わせください。

1日当たりの金額(消費税込み)

	一般病棟入院基本料1-口 急性期一般入院料2
4病棟	2,717円

(2024年6月1日改定)



公益財団法人

会田病院 病院長